



令和元年 10 月 9 日

京都市長 門川 大作 様

株式会社阪口会館

株式会社 Plan・Do・See

スタイルプラン株式会社

## 見 解 書

令和元年 8 月 27 日付けで收受いたしました意見書について下記の通り見解を申し上げます。

### 記

最初に、多数頂戴いたしましたご意見のうち主な論点につきまして見解を示させていただきます。

#### 【主な論点 1】 工事中と開業後の敷地北側道路の通行について

敷地北側道路は法 4 2 条 1 項 3 号道路につき計画に沿って通行させていただきます。工事中ならびに

開業後は皆様の安心安全には最大限の配慮をさせていただきます。

## 【主な論点2】敷地北側道路沿いの駐車場について

運営に際しましては、路上駐車を防止し近隣住民の皆様にご迷惑を掛けぬよう駐車場を整備いたします。駐車場スペースの一部は緊急車両や地域にお住まいの方々の車両等も含めてUターンにご利用いただけるように考えております。

## 【主な論点3】計画建物における火災の危険性、ゴミの処理、浴室の使用について

火災に関しましては消防等管轄官庁の指導や基準に従って適切に対処いたします。ゴミに関しましてはコンテナ等で密封し、臭いの漏れや害獣の被害が起きないように配慮いたします。

浴室はまだ計画段階であり、設置する事になりました際は音漏れの無いように配慮いたします。

以下、頂戴したご意見を内容別に整理した上で、見解を申し上げます。

### 【ご意見1】計画建物から生活空間が見られる懸念と厨房の臭いに関して

建物北側の窓からは皆さまの生活空間が見えないように配慮いたします。厨房の臭いに関しましては、排気の方角などをよく考慮して皆さまにご迷惑を掛けないように配慮いたします。

### 【ご意見2】浴室の騒音、重油を使う懸念と、計画建物と渡り廊下の火災の危険性について

計画中の浴槽はガスまたは電気を熱源とする予定であり重油の使用はございません。浴室は現状で計画段階であり、仮に設置する事になりました際には音漏れが無いように配慮いたします。火災に

関しましては消防等管轄官庁の指導や基準に従って適切に対処いたします。

**【ご意見3】敷地南側道路が円滑な通行が出来るように幅員を拡大していただきたい**

計画敷地の一部は伝統的建造物群保存地区に指定されており、石積みもその対象となっております。歴史的な街並みを残すためにも既存の石積みなどはそのまま残す予定でございますが、石積みの上でございます壁に関しましては損傷が目立ちますので解体し、新たに安全な塀等を作る予定をしております。

**【ご意見4】敷地北側道路に車両の回転スペースと監視カメラの設置を望む**

駐車場の一部のスペースを緊急車両や地域にお住まいの方々の車両等の U ターンにご利用いただけるように考えております。監視カメラに関しましても設置検討させていただきます。

**【ご意見5】敷地北側道路のセットバック（幅員拡張）を希望**

セットバックは現状では検討しておりませんが、駐車場の一部を U ターンスペースとしてご利用いただけるように考えておりますので、現状よりは車の転回がしやすくなると考えております。

**【ご意見6】清閑寺霊山町や清水三丁目の道路利用も結びつけながら検討をして欲しい**

皆さまと相談させていただきながら検討させていただきます。

【ご意見7】敷地北側道路の塀の倒壊及び、樹木と電線の接触の危険性、また雑草の問題

塀に関しましては安全な仕様に作り直す予定をしております。また樹木と電線の接触に関しましては危険の無いように樹木の剪定や伐採を検討いたします。雑草問題も改善をお約束いたします。

【ご意見8】工事車両の通行に関しては配慮に配慮を重ねていただきたい

皆さまと相談させていただきながら、安心安全に通行出来るように配慮させていただきます。

【ご意見9】住民が安心して日々の生活を営めるように、考えや想いを汲み取っていただきたい

皆さまと相談させていただきながら進めさせていただきます。

以上